

平成30年第11回

荒川区教育委員会定例会

平成30年6月8日

於) 第六日暮里小学校 ランチルーム

荒川区教育委員会

平成30年荒川区教育委員会第11回定例会

- 1 日 時 平成30年6月8日 午後1時30分
- 2 場 所 第六日暮里小学校ランチルーム
- 3 出席委員 教 育 長 高 梨 博 和
教育長職務代理者 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
委 員 高 野 照 夫
委 員 小 池 寛 治
- 4 出席職員 教 育 部 長 阿 部 忠 資
教育総務課長 山 形 実
教育施設課長 平 野 興 一
学 務 課 長 小 堀 明 美
指 導 室 長 瀬 下 清
生涯学習課長 浦 田 寛 士
ゆいの森課長 小 林 弘 幸
地域図書館課長 成 瀬 慶 亮
書 記 佐々木 希久子
書 記 小 川 綾 一
書 記 早 坂 利 春
書 記 宮 島 弘 江

(1) 報告事項

- ア 専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について
- イ 荒川区いじめ問題対策委員会答申(答申第1号)について
- ウ 平成30年度における荒川区いじめ防止に関する取組について(案)
- エ 「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」・「あらかわ小論文コンテスト」・
「あらかわお弁当レシピコンテスト」の実施について
- オ 第39回「あらかわの伝統技術展」の開催について
- カ 平成30年度社会教育関係団体への補助金について

(2) その他

教育長 教育委員の先生方には、本日は御視察も含めてということで、六日小学校においていただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから荒川区教育委員会第11回定例会を開催いたします。

まず、初めに出席者数の御報告を申し上げます。本日5名、全員出席でございます。議事録の署名委員につきましては、高野委員、小池委員、御兩名にお願いしたいと存じます。

2月23日開催の第4回定例会と3月9日開催の第5回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で御配付させていただき、この間、御確認、お目通しをいただいております。本日特に御意見等なければ、承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは、承認といたします。また、本日は3月23日開催の第6回定例会の議事録を机上に配付させていただいております。次回の定例会で承認についてお諮りしたいと存じますので、次回までに御確認をいただき、お気づきの点等につきまして、事務局まで御連絡をお願いしたいと存じます。

それでは、本日の議事日程にしたがいまして、議事を進めます。

本日は報告事項6件となっております。本来でしたら、アの専決処分から御報告をさせていただくところでございますけれども、生涯学習課長がこの後また公務で出ていけなくてはいけませんので、申しわけありませんけれども、初めに報告事項オとカについて御報告をさせていただき、御質疑を賜った上で、またア、イ、ウ、エの順番にさせていただきたいと思っております。

それでは、浦田課長、報告事項2件、よろしく申し上げます。

生涯学習課長 順番を変更していただきまして、ありがとうございます。大変申しわけございません。

まず、「第39回『あらかわの伝統技術展』の開催について」でございます。ポイントでございます。江戸時代から受け継がれました伝統工芸技術の手作りの素晴らしさを広く紹介する事業といたしまして、昭和56年度から続いてございます、こちらのイベントを開催するものでございます。先生方おなじみでございますので、かいつまんで御説明申し上げます。

今年度も荒川総合スポーツセンターにおきまして、7月6日から8日にかけて行います。先生方には別途同封してございます「開会式の御案内について」ということで、お手紙を入れさせていただいております。7月6日金曜日の9時から総合スポーツセンターの2階の大体育室で行いますので、どうぞ御出席のほどよろしくお願い申し上げます。

主催・後援・協力につきましては、記載のとおりでございます。7の内容につきましては、

これも例年どおりでございます。伝統工芸技術の実演、体験コーナー、若手職人のコーナー等々、華茶道連盟さんからの(7)のお茶席の御用意。(8)の大太鼓連盟によります演奏、相撲甚句もでございます。(9)被災地の応援フェア。また昨年度に引き続きまして、交流都市展示コーナーにおきましては、中国から大連市、成都市の物産も行います。

資料の次ページにおきましては、チラシを添付させていただいてございます。後ほど御高覧いただければ幸いです。

大変雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 オの、この伝統技術展の開催について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、また御出席の御回答をよろしくお願いいたします。

では、続きまして、力の「平成30年度社会教育関係団体への補助金について」をお願いいたします。

生涯学習課長 続きまして、「平成30年度社会教育関係団体への補助金について」でございます。ポイントでございます。平成30年度こちらの補助金を交付するに当たりまして、社会教育法第13条の規定に基づきまして、先日開催いたしました社会教育委員の会議で意見を聴取したところ、下記のとおり了承されましたので、御報告するものでございます。

こちらの社会教育法につきましては、裏面の下段に参考という形でその根拠となるものを記載させていただいてございます。それぞれ表・裏面におきまして、生涯学習課所管分が表面、裏面が2番、3番と続きますけれども、教育総務課所管分、スポーツ振興課所管分といった形でございます。

まず、表の生涯学習課の所管分でございますけれども、1番から7番におきましては、団体補助ということで、1から5が各団体への補助。6、7につきましては、少年団体、青年団体への補助というものでございます。金額につきましては記載のとおりでございます。

それから8番から17番におきましては事業補助という形で、8番から10番におきましては、8番が例年どおりの少年キャンプ、9番が自然体験事業の子どもキャンプでございます。10番が区内で行います子ども大会への事業補助でございます。11番から17番におきましては、コミュニティ事業という形で、子どもの健全育成に資する事業への補助でございます。金額は記載のとおりでございます。

恐れ入ります。裏面をおめくりいただければと存じます。こちらも団体補助と事業補助と二つございまして、1番、2番がPTA、小中学校への団体補助。3番から9番までの項目につきましては、合宿通学事業に対する補助でございます。補助金額におきましては記載のとおりでございます。

最後、3番目のスポーツ振興課所管分でございます。こちらは三つとも事業補助でございまして、わんぱく相撲、鉄人レース、南千住スポーツクラブの駅伝大会。これも例年どおりの事業となっております。

大変雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。平成30年度社会教育関係団体への補助金につきまして、御意見、御質疑等お願いいたします。

小池委員 質問なのですが、生涯学習課所管分の7番、8番。荒川区青年団体連合会25万7,000円と端数が出ているのはどういう意味なのか聞きたいと思います。その次の8番もそうです。123万円と。どうしてそういう端数が出ているのか。同じく次のページの教育総務課所管分についても、団体補助でPTA連合会24団体に対して17万4,640円とか、その下の8万340円とか、こういう端数が出ているのはどういう意味があるのか。それから3番から9番の合宿通学実行委員会。これらの小学校以外は実際合宿通学やっているわけですね、恐らく。それなのにどうしてこの3番から9番だけピックアップして、補助金を10万円ずつつけているのかということについてお伺いしたいと思います。

教育長 それでは、生涯学習課に関する御質問については、浦田課長、お願いいたします。

生涯学習課長 生涯学習課所管分の7番、それから8番。端数といった御質問でございます。二つの側面がございます。一つにつきましては、まずは団体さんが必要とする経費の部分を積み上げてきたものが、これが大原則となっております。また、それをきちんと精査した上で、二つ目のことといたしましては、補助金を交付するに当たりまして、きちんと補助の対象となる経費かどうかというところでもって精査をしたところの金額が、このような形になったというのが経緯でございます。

教育長 小池先生、よろしいでしょうか。

小池委員 要するに積み上げたわけですね。

生涯学習課長 積み上げの部分と精査をした部分の結果、このような金額が補助金としての妥当な金額だという考え方に基づいて出した数字でございます。

教育長 続きまして、教育総務課所管分の事業について、端数の点とその7団体ということについて、山形課長、説明をお願いします。

教育総務課長 まず、団体補助でございます。小学校PTA連合会及び中学校PTA連合会につきましては、これは基本的に各PTAの児童生徒数1人当たりの金額が決まっております。それを積み上げたので端数が出る形になってございます。PTA連合会としての児童生徒数の数に単価を掛けているので、こういう10円単位まで出ている状況でございます。

2点目の合宿通学でございますが、合宿通学につきましては、制度の趣旨として子どもが異学年、異なった学年で、例えば町会事務所などに泊まりまして、そこから通学をする大体2泊から3泊くらいの事業なのですが、実際はこの7校しかできていません。

場所的な制限もありまして、まず泊まる場所が学校の近くになければいけない。また、実際に調理もするので、比較的大きい町会事務所などでなければいけないところがまず1点。あともう一つは町会ですとか、ボランティアの御協力がないと、かなり難しい状況です。増やしたいと私どもも努力をしているのですが、なかなかこの7校以外はできていない状況でございます。

教育長 ただいまの説明について御意見いかがでしょうか。

小池委員 そうすると、この事業補助のPTAの方は児童・生徒数に応じて積み上げられたわけですね。合宿通学については。

教育総務課長 合宿通学につきましては、10万円となっておりますけど、実際その後実費精算。例えばカレーライスをつくったりすると、野菜を買った後で、最後精算をしますの
で、決算額は端数が出る予定です。

小池委員 ということは、この7校以外は調理ができる施設がなかったり、あるいはボランティアが集まらないということで、7校以外は要するに申請もしてきていないという現状なのですか。

教育総務課長 学校としても実施したいのだけできないというのが。後者のボランティアを集めることが厳しく、子どもを1泊2泊させるのにお手伝いに来ていただくのが難しくなっております。制度としては異学年が宿泊して一緒に料理をつくったりというのは、効果としてはあるのですが、なかなかお手伝いのところが難しいので、学校としても実施したいのですけれど、そこまでいってないのが現状でございます。

小池委員 どうもありがとうございます。

教育長 つけ加えて申し上げれば、この7校については、頑張って合宿通学続けていただいております。また、第一日暮里小学校は去年からやり出したところですね。そういった意味では、先ほど教育総務課長が申し上げたように、PTAや地域の方たちもやりたいのはやまやまで、いろいろ工夫したりして何とか自校でもできないかということを検討していただいているという状況にございますので、どんどん広がっていければいいなと私どもは期待しているところでございます。よろしいでしょうか。

小池委員 はい。

教育長 それでは浦田課長、どうも御苦労さまでした。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教育長 では、報告事項ア、「専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について」を議題といたします。それでは、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 最初にお戻りいただきまして、「専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について」でございます。報告内容につきましては、記載がございますように地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

報告の内容につきましては、庁有の自転車と会社員の運転する自動車の接触事故に伴う損害賠償額でございます。確定の月日が3月26日で、相手先は記載のとおりでございます。額については6万8,967円でございます。

下の方に事故の概要が書いてございます。29年、昨年11月7日なのですが、少しわかりにくいので、図面がございます。区役所のサンパールの向こう側の荒川警察の斜めのところの道路がございまして、第二瑞光小学校の用務の職員が車を運転しておりまして、下に拡大図を書いていますけど、甲というのが二瑞の車でございます。それが右折で出ようとしたら、乙、自転車が下から上に上がってきまして、実は乙も区役所の職員で、公園緑地課の職員だったのです。二瑞小学校の車が公園緑地課の自転車のペダルのところに触れたらしいのです。ペダルに触れてちょっとよろけたのですね。よろけて前に停まっていた丙の新車のバンパーのところの傷がついてしまったのです。これがバンパーを交換するという形に。事故は事故でございますので、先日もこの用務の職員と面談をいたしました。十分これからも注意をしましてまいります。今回についてはバンパーの交換で終わったという形になります。ただ、過失割合がちょっとわかりづらくて申しわけないのですが、二瑞の甲が9割で、公園緑地課の乙が1割。ぶつかられたほうはゼロ%という形で6万8,000円になってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いたします。

坂田委員 この金額というのが教育総務課だから、用務員の責任割合分ということなのですか。または、区役所が支払う全額なのですか。

教育総務課長 一応総額が記載してございます。1対9で、自治体賠償保険で結局最終的には区役所が全額払う形になりましたので、全額が入ってございます。

教育長 そうですね。坂田委員、お尋ねのように、教育委員会としての責任はこの6万8,967円の掛ける10分の9なのです。

坂田委員 わかりました。

教育長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、この件については終了とさせていただきます。

続きまして、報告事項イ、「荒川区いじめ問題対策委員会答申(答申第1号)について」を議題といたします。それでは、この件については瀬下指導室長、説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例に基づき設置いたしました「荒川区いじめ問題対策委員会」より「荒川区いじめ防止基本方針」の改定(案)について答申がありましたので、御報告申し上げます。

こちらの委員会が2回開催をいたしました。3月30日と6月1日でございます。委員の皆様は学識経験者の青山先生を委員長といたしまして、臨床心理士の山崎先生、医師の成重先生、弁護士の石井先生、福祉関係者でございます竹村先生の5名で委員を行っていただきました。

それでは、答申(案)でございます。答申第1号につきましては、こちらの概要で御説明を差し上げたいと思います。

教育長 では、お願いします。

指導室長 それでは、概要を御覧になっていただきまして、この表の二つ目のところでございます。まず「荒川区いじめ防止基本方針策定の理由」ということで、こちらは平成25年9月いじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、平成27年3月に荒川区においていじめ防止基本方針を策定いたしました。また、その次に書かれております「荒川区いじめ防止基本方針改訂の理由」ということで、こちら平成25年に文部科学省から示されました「いじめ防止等のための基本的な方針」が、平成29年に改訂されたことに伴いまして、区として条例を制定いたしました。これを受けて平成27年に作成いたしましたいじめ防止基本方針を改訂する、そのような流れでございます。

概要版の2ページを御覧ください。2ページの枠の一番上でございます。実際に掲げている文字は左側でございますが、このポイントとしまして、「基本理念」ということで、いじめられた子どもだけでなく、いじめた子どもについての考え方を明らかにして、そして荒川区のすべての子どもたちの未来の姿を示したものに記載内容はなっております。

二つ目の枠でございます。「基本的な考え方」ということで、「どの学校でも」というところの後に「どの学級でも」という言葉を入れさせていただきまして、そして「どの学級でもどの子どもにも」として、いじめが人権侵害であるとともに、いじめは誰にでも起こりうることを述べるとともに、授業などを中心にいじめはしてはいけないという教育をしっかりと行っていくことを組織で解決に当たることを示してございます。

この2ページの一番下を御覧ください。「早期発見」というところでございます。こちら、いじめの早期発見には、教職員による日常の観察が第一義であるということで、教師からし

っかりとこの小さなサインを見逃さないようにということで記してございます。

そして概要の3ページでございます。ちょうど真ん中辺でございます。「報告様式」ということで、いじめが発生した際の報告についてもルール化をさせていただきました。また、この3ページの一番下でございます。「いじめの解消」ということで、いじめが解消している状態について明らかにいたしました。具体的な形でここまでできて、いじめが解消という形で示すことにいたしました。

概要版4ページでございます。4ページの一番下のところでございます。「組織的対応」というところで、学校組織としていじめの対応に当たっていることをより明確にいたしました。

そして5ページ。二つ目の枠でございます。「いじめ問題対策委員会の定義」として、条例の施行に伴い、付属機関としてのいじめ問題対策委員会の構成者や所掌事項について明文化をいたしました。

そして概要6ページでございます。一番上でございます。「アンケートの実施時期」ということで、学校行事等、各学校の実態を鑑み、アンケートの実施を年3回であることは同様であるが、時期を学期に1回として、毎月を実施するかの指定を外しました。そして二つ目の枠でございます。「重大事態の定義」ということで、重大事態の定義を示すとともに、学校が重大事態と考えていなくても、児童生徒や保護者から申し出があった際は、重大事態として対処することを明らかにいたしました。

そして6ページ、一番下でございます。「重大事態に係る学校の対応」ということで、重大事態の定義を示すとともに、児童生徒や保護者から申し出があった際は、重大事態として対処することを明らかにいたしました。

7ページを御覧ください。上から2番目でございます。「重大事態に係る報告書」ということで、重大事態が発生した場合の調査報告書を新しく示させていただきました。

その次のところでございます。「重大事態に係る教育委員会の対応」ということで、条例制定前に重大事態に係る調査を行う委員会の名称を、条例制定後の名称に改めました。

一番下でございます。「アンケートの回数」につきまして、アンケートを年3回以上とし、回数を明らかにいたしました。このようなポイントの中で答申案ということでお示しをさせていただきます。また、このいじめ問題対策委員会の議事録2回分にわたりまして、これも資料としてお付けしてございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

教育長 本件につきまして、若干補足をさせていただきます。ただいま指導室長から説明がありましたように、いじめ防止対策推進法を受けて、文科省からいじめ防止に関する基本的

な方針が出されて、荒川区教育委員会においても先生方にお諮りをして、区教委としてのいじめ防止に関する基本的な方針を定めたところでございます。この後、これは現実的にはなかなかいじめが解消しない、若しくは保護者と教育委員会との見解の相違等によって、いじめについての定義といえますか、捉え方が違っているという問題が全国的に顕在化する中で、改めて昨年度文科省から基本的な方針が出されました。

これを受けてぜひ荒川区でも基本的な方針を見直さなくてはならないということで、この間、事務的にも作業を進めていたところでございますけれども、その方針案をつくるに当たって、青山先生を委員長とする委員会の先生方に案の作成過程において、御助言を賜ってまいったところでございます。

このたびその答申が教育委員会に対して出されました。本日は、資料の配付と先ほど来の指導室長からの説明、そしてまた限られた時間ではございますけれども、御質疑をいただき、次回の教育委員会でこの新たな基本方針について御審議をいただければと思っております。

ですので先ほどの説明、あるいはまた資料の記載等について御不明な点、若しくはつけ加えるべき点等々この場で御意見をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

では、坂田委員。

坂田委員 今回、「いじめの解消」のところについてかなり詳細な定義を置かれているのですけれども、今回の改訂の中でここがかなり力が丁寧にされていると思うのですが、この理由はどういうことがあるのですか。

教育長 瀬下室長。

指導室長 やはり「いじめの解消」というのは、今回の委員会の中でも御意見がございました。いじめの解消というのは、はっきりこれでいじめが終わったというものがなかなか判断しにくいものではないかという御意見もございまして、まさにそのとおりだということで、こちらの今回改訂の理由にもなっておりますけれども、いじめ防止等のための基本的な方針の中にもいじめの解消の考え方が具体的に書かれておりまして、例えば3カ月間必ずみとっていくと。その中でそのいじめられているお子さんが、その感情の部分でいじめという負担がもうないと本人が申しているとか、そういうことで、具体的なものが提示されておりますので、そのものを今回荒川区の中にも取り入れさせていただいたというものでございます。

教育長 つけ加えさせていただければ、先ほども申し上げましたけど、全国的にいじめ問題が深刻化したり、あるいはまた重大事件が発生する過程において、学校若しくは教育委員会もいじめの事実は把握していた。しかし、その後の働きかけによっていじめは解消したと学校側が考えていたところ、実際は解消していなくて、水面下で深刻化して、結果的に重大事

態に陥ってしまった例が全国で実際に起こっています。そういった状況を踏まえて、何をもって解消とするのか、もしくはそれ以前にどんな状態がいじめなのかということとを各区市町村の定める基本方針において明記する必要があるということとを国が言ってきているというのが実情でございます。

坂田委員、よろしいでしょうか。

坂田委員 ええ、結構です。

教育長 ほかにございますか。

小池委員 よろしいですか。この中で基本理念とか、それと報告様式、あるいは組織的対応、重大事態の定義というのはありますけれども、一体何をもっていじめという、その定義がこれをさっと見た限りではちょっと見当たらないのですが、どこかにいじめというのはどう定義するというのは書かれていますか。

教育長 では、指導室長、説明をお願いします。

指導室長 こちらの答申の案の方の3ページにございます、第2「いじめの定義」とございます。「この基本方針において『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった学校に在籍する児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」というところで、今、お読みいたしました文章の2行目のところに、「心理的又は物理的な影響」というこの影響というところが変わったところがございます、ここが今までは「攻撃」という言葉でございまして、ここが心理的又は物理的に影響を与えることも全部このいじめの範疇に入ってくる、そういう定義になります。

教育長 意図的でなくても影響を与えるような行為であれば、そしてまたその影響を与えられたことによって、与えられた児童が苦痛を感じた場合については、いじめなのだという、そういう定義になったということです。

委員、よろしいでしょうか。

小池委員 もう一つ、今回いじめ問題調査委員会の名前を対策委員会にしているわけですか。

教育長 では、その件について瀬下室長。調査委員会と対策委員会の区分けについて、説明をお願いします。

教育総務課長 今、図を改めて配らせていただきます。

教育長 前に教育委員会で御説明したのですが、かなり間があいてしまいました。また、基本方針案にも二つの委員会の記載がございますので、わかりにくいところがございます。では瀬下室長、この表で説明していただけますか。

指導室長 この表の中に三つの会がございます、まずいじめ問題対策連絡協議会。一番左でございます。これは平常時、何も起こっていない状態のときにもこのいじめ問題についていろいろな機関が情報を共有しながら、防止のためのいろいろな会議を話し合っていく会議でございます。そして重大事態が発生したときに、真ん中でございます、教育委員会がこのいじめ問題対策委員会を招集して開くと。この中で今回起こった重大事態について調べまして、そしてこのいじめの問題がどんな実態だったのかということ把握すると、調査検討するということで行うものでございます。このメンバーがここに書かれている構成のメンバーでございます。

そして、この委員会で調べた結果、教育委員会にまた報告をいたしまして、こういう事実でしたということをお説明するのですけれども、ここでもしこの当該児童生徒の保護者等が納得をしない場合においては、今度は区長がこのいじめ問題調査委員会を招集いたしまして、ここでもう一度いじめ問題、今回起こった重大事態の内容について調査を行うもので、構成メンバーがここに記載されている皆さんということになります。

教育長 ちょっとわかりにくいのですが、この答申の10ページに、「荒川区の対応」ということで記載してございまして、「区長は、いじめ問題調査委員会による調査結果の報告を受け」という形になっています。この調査委員会というのは、区長が設置する委員会でございます、これは先ほど指導室長から御説明させていただいたように、教育委員会の調査、そして教育委員会の要請に基づき調査したいじめ問題対策委員会の調査結果に納得がいかない場合に初めて開かれるものでございます。

翻って、今回答申をいただきましたいじめ問題対策委員会につきましては、いじめに関する基本方針ですとか、基本的な対策を策定したりするときに開くほか、重大事態が発生したときにもこの対策委員会が開かれる形になってございます。

実は、前回のいじめ問題対策委員会でも、委員の方々から、では重大事態とはどういうときに、どういったときに自分たちが招集されるのかということについての御質疑もいただいたところでございます。

坂田委員 そういうことなのですね。最後のこと以外はわかるのですが、この中で出てくる教育委員会の対応のところを見ると、いじめ問題対策委員会のミッションとして、調査を行うことであって、ここには調査以外のミッションは出てこないのです。これ以外のミッションがあるから問題対策委員会だということなのですね。こっちが対策で区長部局の方が問題調査だから。でも本当はこのいじめ問題対策委員会のミッションとしては二つある。そういうことなのですね。

教育長 そうなのです。

小池委員 次に「荒川区の対応」のところで、いじめ調査委員会といきなり出てくるのですが、その上にいじめ問題対策委員会の調査というのがあるのですね。

教育長 そうなのです。

坂田委員 関係性が何かわかりにくいかなと。私は多分そういうことかなと推察はできるのですが、上の調査は過去の対応のときは関係ないなというか。

教育長 この点については十分辺検討させていただきます。確かに坂田委員おっしゃるようになりにくいところがございます。

坂田委員 本当は、多分法律にどう書いてあるかわかりませんが、この荒川区教育委員会における調査報告を踏まえて行ったいじめ問題調査委員会による調査結果だとか、そんなふうになるのかなと思いますが。

教育長 そうですね。実際はそうなのです。ただ、法の規定でそこまで書けるかどうかというのがありますので検討させていただきます。

坂田委員 何かこの法30条第1項のところ。何かこういうのはちょっと引いて書いてもいいのかなと思いましたけどね。

教育長 検討させていただきたいと思います。そのほかいかがでしょうか。

小林委員 この荒川区いじめ問題対策委員会の議事録を見せていただいているのですが、非常に重要な点が議事録の中で示されていると思いました。例えば1人の担任が対応するのはもう限界であるから、チームでやっていく学校体制が非常に必要であるといった点です。あるいはいじめてしまう子どもの背景に対して、かなり議論が出たようで、このあたり非常に重要です。こちらの答申の内容にも反映していただいたようで、これは大切なポイントですのでよかったです。

それと初期対応が重要だということがこの議事録の中に書かれておまして、ここもやはり大切なポイントですので、その意味ではこの答申は非常にいいと思いました。

坂田委員 私は別にこれ直せと言っているわけではなくて、ちょっと説明するときに、その辺わかりやすくということですので。

教育長 ただいま坂田委員から御意見いただいたように、この方針案、文だけだと、わかりにくいところがありますので、事務局で十分検討させていただき、次回に改めて教育委員会で御審議いただいた上で新たな基本方針として決定したいと存じます。

坂田委員 法律のたてつけにやるものだと思うのですがけれども、普通の人が考えると、調査があって対策があるかなというので、それでコミュニティの方々がどういう段取りでということが理解できるようになっていけばいいかなと思うのです。

教育長 そうですね。

では、そのほか、次回の教育委員会までにぜひまたお問い合わせ、そしてまた御指摘をいただければと思っております。

続きまして、報告事項ウ「平成30年度における荒川区いじめ防止に関する取組について」を議題とさせていただきます。実はこれも先ほど御説明をさせていただきました答申をいただく際に、その答申内容と深くかかわるものとして、対策委員会において御議論をいただいた中で今年度の具体的な取組みとして、案として、おまとめいただいたものでございます。ですので、このただいまから説明する取組み案につきましても、本日御説明をさせていただいた上で、次回の教育委員会で今年度の取組みとして果たしてこれでいいか、若しくは改善する必要があるのかどうなのかということも含めて、御決定いただければと思っております。それでは、瀬下室長、説明をお願いいたします。

指導室長 いじめ問題対策委員会におきまして協議をした結果、平成30年度に行います荒川区のいじめ防止に関する取組みについて御説明を申し上げます。

三つ行うことで案としております。一つ目、「『いじめ防止教育』指導資料の作成」というものでございます。こちら保護者、児童生徒、教員に向けまして、啓発資料ということで、誰が見てもわかりやすい内容として、いじめはいけないという啓発資料を作成したいと考えたものでございます。形としてはA3サイズでリーフレット形式のものでございます。内容にはいじめの定義、基本理念、いじめの禁止、そういったもの。また見たり、また自分が受けているというお子さんに関しまして、相談できる機関の紹介も入れたものにしたいと考えておるものでございます。

二つ目でございます。「道徳授業などを活用したいじめに関する授業公開」というものを行っていかうということで、全小・中学校の全学級で道徳授業地区公開講座という年1回道徳の授業公開しているものがございまして、こういったものを活用しまして、教科書やまた教員が自作した資料などを用いていじめについて考える授業を広く公開していくというものを行っていくものでございます。

三つ目、「人権標語の作成」。各校で児童生徒による人権標語、特にいじめに関する標語を作成いたしまして、まずは校内で掲示をし、学校全体にいじめ防止という心を育てることを行いまして、その後、優秀な作品を区役所の1階の玄関のところに展示をいたしまして、区民の皆様にも学校の取組みを周知していくもので、この三つを考えてございます。

以上でございます。

教育長 実際どうやっていじめ防止の基本方針を広く周知したらいいのかということについても、対策委員会で御議論いただいております。その中で具体的にこういったことをやってはどうかという御意見をいただいたところでございます。

本件につきましてぜひ御意見をいただければと思っております。

高野委員 標語募集、極めて重要なことだと思うのですが、これは誰につくってもらうのですか。子どもたちが自身でつくるということは、啓発にもつながるといことで、子どもに募集をかけるのですか。

指導室長 子ども自身がこのいじめに関する標語を作成いたしまして、その子どもの作品を校内に掲示し、子ども同士でいじめの防止、いじめはいけないものだということを心の中に育てていくというものでございます。

高野委員 それいいことだと思います。選ぶのは誰が選ぶのですか。教育委員会ですか。

指導室長 学校で代表のものを出していただいて、また選び方はまたちょっと別途。

教育長 高野委員が先ほどおっしゃったように、子ども自身がいじめについて考えること、意識することが大切ですので、それを主眼に置いて実施してまいりたいと存じます。ですから優秀作品を展示とここには記載してありますけれども、何も金賞、銀賞とかというのではなくてもいいのかなという気はしています。また、今、各学校でいろいろ工作の時間にしおりやバッジを作ったりしていますので、いじめの防止の標語を作品化して、ずっと自分の手元に置けるようなものにするとか、いろいろなことを各学校で工夫してもらってもいいのかと。

高野委員 大変な情操教育になると思います。

教育長 ほかにいかがでしょうか。このいじめ防止、若しくはいじめ問題を深刻化させないための取り組みについては、常に意識してやっていかななくてはいけませんので、先生方には、何かお気づきになったり、若しくは他自治体、若しくは他団体の取り組みで有益なものがありましたら、ぜひ御紹介いただければと思います。

では、この件についても以上とさせていただきます。

では、あと1件ですね。「図書館を使った調べる学習コンクール」・「小論文コンテスト」・「お弁当レシピコンテスト」の実施についてを議題といたします。では、指導室長、お願いします。

指導室長 平成30年度のコンクールまたコンテストの実施についての御報告でございます。

一つ目でございます。第10回になります「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」でございます。対象は荒川区立小中学校の児童生徒でございます。募集作品は区立図書館、また学校図書館の資料、情報を活用して、自分の課題について探求し、考えや思ったことをまとめていく作品でございます。表彰につきましては、区長賞、教育委員会賞、校長会賞、奨励賞、佳作、参加賞と考えてございます。審査員でございます。一次審査と二次審査がございまして、記載の皆様に審査を行っていただく予定でございます。11月くらいの前

定で考えてございます。

二つ目でございます。「第8回あらかわ小論文コンテスト」でございます。対象が荒川区立小中学校の児童生徒でございます。募集作品につきましては、感想文と違しまして、本を通して感じたことや考えたこと、調べたこと、体験したこと、探求したこと、感動したことなど、自分の意志を相手に伝える小論文ということで、特に5年生以上につきましては、複数の本を対象にするように奨励をしております。裏面でございます。表彰につきましては、区長賞、教育委員会賞、校長会賞、奨励賞、佳作となっております。審査員の皆様は、一次審査は荒川区の国語部の先生方の代表の皆さんにやっていただきまして、最終審査を教育委員の先生方に行っていただく予定でございます。こちら11月くらいの予定でございます。

三つ目でございます。「第11回あらかわお弁当レシピコンテスト」でございます。対象は区内に在住又は在学している小学生、中学生及びその保護者ということになります。募集作品は小学校1年生から4年生は「親子で作る」ものでございます。小学校5年生から中学生が自分でつくるものでございます。表彰は区長賞、女子栄養大学学長賞、教育委員会賞、奨励賞、佳作でございます。なお、今回各学校から選出されました児童生徒の中で「家庭料理検定」を受けたいというお子さんに対しましては、受検料を半額補助するという考えで取り組む予定でございます。昨年度は32名、この「家庭料理検定」を受験している小中学生がございました。審査員、一次審査は女子栄養大学の関係の皆さんと教育部長、私。最終審査は教育委員の先生方でございます。今後の予定は表彰式が来年の1月25日を予定してございます。

以上でございます。

教育長 本件についていかがでしょうか。例年先生方には審査員として、そしてまた表彰者として子どもたちに、授賞式で賞状等をお渡しいただいております。本年度も今後周知をさせていただき、夏休みを中心に子どもたちの作品を募集したいと思っております。

小林委員 この「家庭料理検定」というのは、どういったものなのですか。

指導室長 こちら文部科学省後援の事業でございまして、女子栄養大学が主催の家庭料理技能検定というものでございまして、昨年度施行して、初めて行ったものでございまして、5級と4級を受検していただいております。5級が小学生レベルで、4級が大体中学生レベルというものでございます。

教育長 栄養学の知識というのも含めて設問がなされていて、意識の高い子どもたちに積極的に受けていただいております。女子栄養大学からもぜひにというお話をいただいております。

小林委員 受検すると、大体合格できるものなのですか。

指導室長 昨年32名受験しまして、全員合格です。

小林委員 すばらしいですね。

高野委員 よろしいですか。

教育長 どうぞ、高野委員。

高野委員 この「あらかわ小論文コンテスト」、これは毎年楽しみなのですが、特に今度の新しい新企画というのでしょうか。小学校5年生以上について複数の本を読んで、それで自分の考え方を構築するということですか、とてもいいなと思うのですが、5年生以上でも難しいですよ。これとてもいいことだと思います。「調べる学習」にちょっと近くなりますけどね。本から自分の理論を構築する、又は心を豊かにさせる一つ material になりますから、賛成です。

教育長 ほかにございますでしょうか。お忙しい中で、恐縮ですけれども、また11月過ぎにお渡しいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、議題として御用意させていただいたものについては以上でございます。事務局から何かありますでしょうか。

教育総務課長 特にございません。教育委員会の日程等に変更はございません。

教育長 承知いたしました。ほかにございますか。

坂田委員 「その他」についてちょっと1点だけ、よろしいですか。先日大学入試で情報を入試の科目に加えるということを総理がおっしゃられて、實際上決まったということだと思いますが、荒川区においては先駆的に取り組んでいて、かつきょうも総合の授業では子どもたちがタブレットを使って調べものをしていました。そういった中で情報とイコールでは必ずしもないのですけれども、プログラミング教育、やはりやるべきだという声が高まってきた中で、荒川区としてもどういうことを今後考えていくかというのは、そろそろ考える時期に来ているかなと。先駆的に取り組んでいますので、基礎はできているので。例えばこの間も全国の学校でこれもインターネット環境についてミニマムのガイドを設けるべきだとか、そういう意見も出されていましたが、荒川区ではそれも既に終わっているということで、次にどういう方向に行くべきかということを検討したらどうかなと、私は思いました。

というのは、一つは情報という科目が、大学入試でどんなことをイメージされているかが私は少し不安があるのですけれども、情報イコールプログラミングではなくて、かつ大学入試でインフラがない中でプログラミングの試験が本当にできるのかどうかという問題はあると思うのです。一方で荒川区でやっていることは、プログラミング以外の部分で、いわゆる調べものとか、それからインターネットやいろいろなメールなどを使うことに伴うリスクですよ。そういったものを教えていて、恐らくそういうものの試験は多分できると。いず

れにしても、その情報についての中身はいろいろあるので、その辺のところを我々としても学校でどういうことを教えるべきかというのを検討して、進んでいく必要があるかなと思いました。

それから、これは小中ではないのですけれども、それぞれ調べたところでは、高校の数学で、今、数 若しくは数学のCを履修しない学校においては、ベクトルと行列は教わらないのではないかと。指導要領を見る限り多分そうなっていて、ところが本当の情報、今のデータサイエンス的なアプローチを学ぼうとすると、ベクトルと行列を学ばないでそれをやるのはかなり難しいのではないかと考えていまして、先ほど申し上げた情報の科目というのは、実はベースにあるのが、やはり数学、算数及び論理的な思考ですので、荒川区としてさらに先駆的に取り組むとすれば、そういったものを一体的に考えて、子どもたちにとってどうなのがいいのかということなのではないかなと思います。最近そういうことに接する機会があったので、申し上げさせていただきました。

教育長 ありがとうございます。坂田委員御指摘のように、文科省、あるいはまた政府において、今後持続可能な日本をつくっていくためには、ICTを軸とした教育改革を進めていかななくてはいけないという方向性がもう打ち出されてはいますけど、なかなか教育現場にその具体的な内容が下りてこないというか、追いついていないというのが状況です。

荒川区は、先駆的に取り組んで、一定のその課題、方向性をお示していますけれども、ぜひ今般教育委員会で御報告をさせていただいたICTのあり方の考え方も含めて、さらにブラッシュアップして、今後の荒川区におけるICT教育の方向性についてぜひ打ち出させていただきたいと思います。またその方向性を打ち出すに当たっては、ぜひ教育委員会でさまざまに御議論いただく機会も持たせていただきたいと思います。高等教育における議論については、区教委で議論をしていただく機会がなかなかないのですけども、この件については先生方も含めて、都教委、あるいはまた東京都の教育長と意見交換する場等も特別区としてもありますので、そういった機会に東京都としての高等教育のあり方について確認をさせていただきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

では、以上をもちまして教育委員会定例会を終了とさせていただきます。

了